

静岡県訓令甲第3号

本 庁
出先機関

静岡県処務規程（昭和33年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 総務監等 <u>知事公室参事、地域外交局参事、経営管理部総務局総務課長、政策企画部総務課長、文化・観光部理事兼総務企画課長、危機管理部総務課長、出納局会計管理課長及び組織規則第60条第1項に規定する総務監をいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 総務監等 <u>知事戦略局総務課長、地域外交局参事、危機管理部総務課長、経営管理部総務局総務課長、出納局会計管理課長及び組織規則第60条第1項に規定する総務監をいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。